

# インボイス制度 事前準備・対策研修会



**令和5年10月1日からインボイス制度が始まります！**

令和5年10月1日から、消費税の仕入税額控除の方式としてインボイス制度が開始されます。適格請求書(インボイス)を発行できるのは、「適格請求書発行事業者」に限られ、この「適格請求書発行事業者」になるためには、登録申請書を提出し、登録を受ける必要があります。現在消費税の納付が免除されている免税事業者も無関係ではありません。

そこで、本研修会では、消費税制度の仕組みや、今までの手続きとの違い、事前登録の方法、免税事業者が気を付けるべきポイントなどをわかりやすく説明します。

日時

令和4年**6月28日(火)**

・第1部:14:00~15:00  
・第2部:15:15~16:15

会場

習志野商工会議所会議室  
(習志野市津田沼 4-11-14)

定員

30名 ※リアル開催のみ

受講料

無料

講師

千葉西税務署  
個人課税第1部門 担当者  
法人課税第1部門 担当者

主催/共催

習志野商工会議所  
千葉西税務署

カリキュラム

【第1部】消費税の申告をしたことのない事業者向け

1. 消費税制度の基本的な仕組み
2. インボイス制度の概要
3. 今後のスケジュールの確認

【第2部】消費税の申告をしている事業者向け

1. インボイス制度とは
2. 事前準備と留意点
3. 今後のスケジュールの確認

**申込先：習志野商工会議所 FAX：047-452-6744**

『インボイス制度事前準備・対策研修会』申込書

事業所名		T E L	
所在地		F A X	
参加希望枠	①第1部・2部の両方	②第1部のみ	③第2部のみ
参加者名			会員・非会員

※本申込書にご記入いただいた情報は、本研修会に係る連絡の他、当所主催のセミナー案内等に利用させていただきます。

※新型コロナウイルス感染防止対策として、マスクの着用をお願いしております。また、感染拡大の影響から、やむを得ず中止となる場合もあります。ご理解・ご協力の程、宜しくお願いいたします。